

1. 計画の目的

(1) 計画策定の経緯

江別市が平成13年度から平成32年度までを計画期間とする住宅マスタープランを策定し、約8年が経過しました。

この間、国においては、「公的直接供給やフロー」を重視する「住宅建設計画法」を廃止し、平成18年6月には、新たな時代の住宅政策の基本方針を示すものとして「市場やストック」を重視する「住生活基本法」を施行しました。

また、北海道においては、同法に基づき、平成19年2月に「北海道住生活基本計画」を策定しております。

本市の人口は、平成17年をピークに減少を始めており、今後も少子高齢化の一層の進展と人口減少が続くものと予想されています。

そこで、住宅政策に関する法体系や住宅を取り巻く社会環境の変化、さらに平成21年度から第5次江別市総合計画後期基本計画（平成21年度～平成25年度）がスタートすることを踏まえ、「江別市住宅マスタープラン」を見直すこととしました。

(2) 計画の位置づけ

住宅は、人々の暮らしを支える基盤であり、住む人の年齢、職業、家族構成、所得、勤務地やライフスタイルなどの考え方やニーズが反映されています。

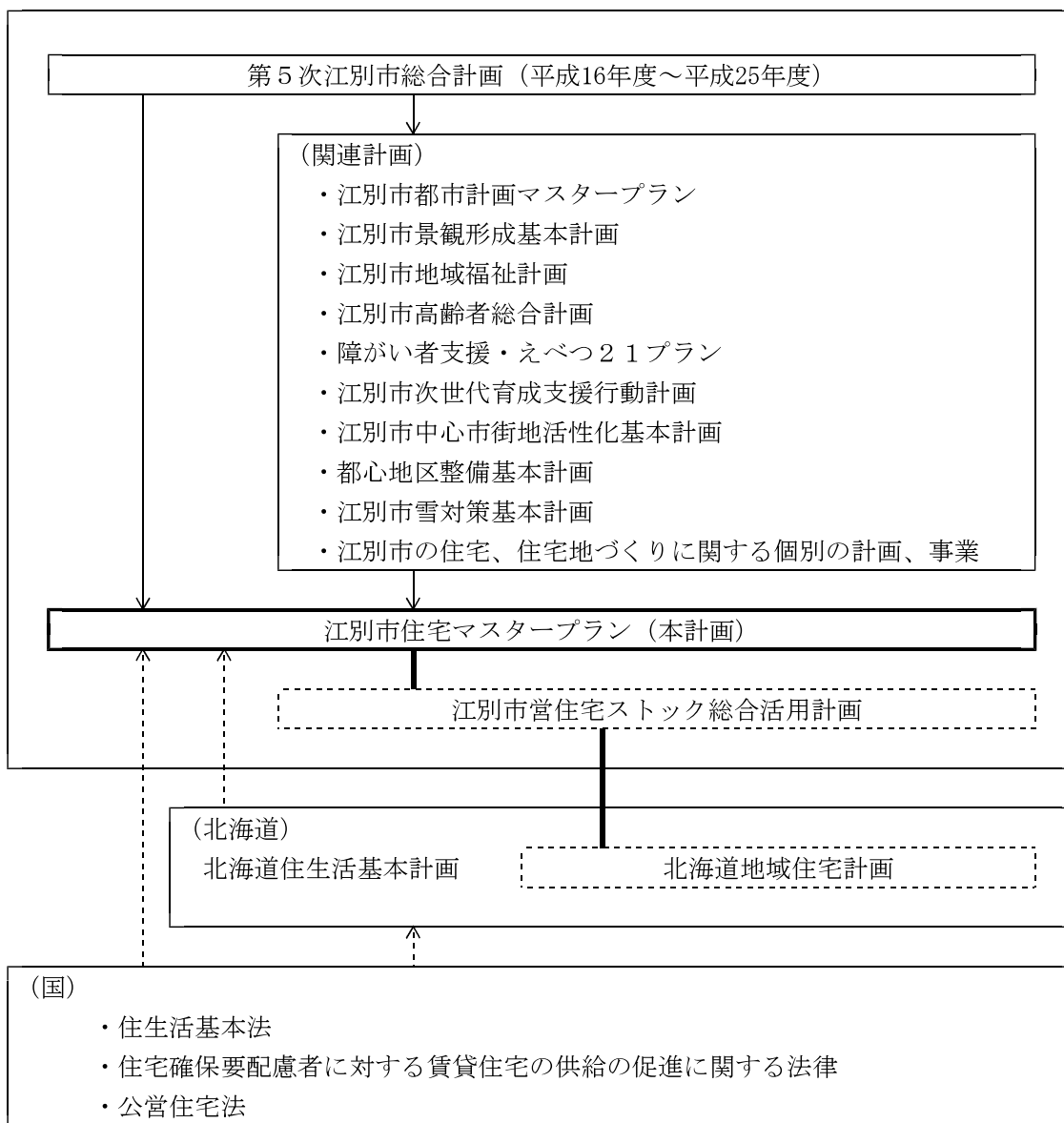
また、住宅やその他の建築物により構成される「まち」は、人々が生活するための利便性や快適性、安全性などの機能が確保される必要があります。

住みやすさとは、人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることであり、そのためには、高齢者や子育て支援などの福祉サービスの充実や地域コミュニティの確立も重要です。

本計画は、市民の豊かな住生活を実現するため、住宅の居住者である市民、関連事業者及び行政機関が相互に連携して、住宅施策を総合的に推進していくための展開方向を示すものです。

策定にあたっては、第5次江別市総合計画の住宅づくり施策を担う部門別計画であることから、都市計画、福祉計画など関連計画と整合性を図るとともに、北海道住生活基本計画に即し策定します。

図 1 - 1 計画の位置づけ



（3）計画の対象

計画の対象は、江別市の行政区域にある、すべての住宅及び住宅地とします。

（4）計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成32年度までとし、社会経済情勢の変化や国、北海道の動向、施策の進捗・効果などを踏まえ、必要に応じた見直しを行うこととします。